

平成20年度 第2回浦安市環境審議会 会議要旨

1. 開催日時 平成20年6月6日(金) 午前10時～正午

2. 開催場所 浦安市中央図書館2階 視聴覚室

3. 出席者

(委員)

柳憲一郎、望月賢二、上野菊良、木邨定男、内海照枝、石黒武、木村英紀子、
武藤睦美、加藤里行、熊倉敬三、鈴木昭夫

(事務局)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明
環境保全課長 中谷和久、環境保全課副主幹 金子和男、環境推進係主査 前田正成
環境保全課環境計画班 森田和徳、杉町順子、篠原太一

4. 内容

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ・環境保全条例素案について(審議)
- (3) その他
 - ・環境教育に関する取り組み状況について
- (4) 閉会

5. 会議経過

①環境保全条例素案について（審議）

・説明

事務局より、前回の環境審議会のご意見に対する事務局対応案の説明後、自然環境に関する取り組み状況、政策法務室との調整で変更等のあった条文について説明した。

・質疑応答

委員

- ・政策法務室との調整が全て終わるのはいつ頃か。

事務局

・審議会でもいただいたご意見を政策法務室との調整資料に反映させる必要があるほか、パブリックコメントも行う必要があるため、現在のところについては具体的な日程をお示しすることはできません。

会長

- ・53条の「地球環境の保全のための施策」についてだが、ここ最近の動きとして、地球温暖化対策防止法が平成20年に改正された。
- ・この法律は、CO2の排出削減について、事業者を中心に、国民も削減の努力をしていくというものだが、今回の改正は、民生部門（家庭）からの対応をどうするかという内容になっており、その事務は県から市へ移行したうえで削減計画を策定させるということになっている。
- ・それぞれの自治体でも、CO2の排出削減について細やかな計画を策定しなければいけなくなっている。浦安市も計画を策定して、市民への協力を求めながら削減努力を促す必要がある。
- ・53条を検討しているときは、動きを把握していなかったこともあり、議論が無かったが、CO2の排出削減のための計画策定の文言をこの条例に入れることが必要かどうか議論を進めていきたい。

事務局

- ・本市では、市庁舎等を対象とした浦安市地球温暖化対策実行計画を策定しているが、市町村によっては、その対策を条例化しているところもある。
- ・本市の場合は、平成22年に地球温暖化対策条例を制定したいと考えているほか、普及啓発においても精力的に進めていく方向で動いている。

会長

- ・53条の1項の中に、CO2排出抑制などの計画を策定する規定を入れてもいいのではないか。

事務局

- ・CO2排出量の削減計画の規定を環境基本条例におくか、あるいは環境保全条例におくかについては、もう少し検討させていただきたい。

会長

- ・日本は、京都議定書でCO2を6%削減するとしているが、実際は難しい状況で国民の削減努力が必須となっている。市としても市民にどのような方法で削減を求めていくのかを真剣に考えていかないといけない。

事務局

- ・市役所のCO2排出量は把握しており対策も講じているが、市全体としては把握できていない。今後、具体的に対策を進めていきたいと考えている。

会長

- ・温対法ではCO2の排出量が多い事業者を、特定排出者として定めており、市は、市内にどのくらいの特定排出者が存在するのか当然把握しているのだろう。
- ・特定排出者は、年度毎にCO2排出量の削減について報告義務が規定されているが、特定排出者以外の者の排出量も把握することを検討していくことが必要だろう。
- ・計画を策定しないと、市民も事業者も具体的にどうやって良いかが見えないし、省エネをすることで市民が経済的なインセンティブを受けるような誘導をしていかないと削減することは難しいだろう。

事務局

- ・市全体のCO2排出量は把握できていないが、特定排出者については、県で確認ができる。今後は大規模な事業者と各家庭から出されるCO2の排出量を把握する必要があると考える。また、環境配慮指針を活用して、市民、事業者等へも周知啓発を行っていく。

委員

- ・CO2の排出の削減に関し環境基本条例や環境保全条例と個別条例との関係が分かりにくい。もとななるのは環境基本条例や環境保全条例なのか。そうだとしたら、市民や事業者の努力義務ということを環境基本条例や環境保全条例で規定することが必要なのではないか。

事務局

- ・環境基本条例が上位なものとなっており、その下に環境保全条例やポイ捨て条例などが、それぞれの目的に応じて規定されている。
- ・環境基本条例の中に温暖化に関する根拠規定が理念的におかれている。

委員

- ・CO2換算については、各家庭においても浸透させていかないといけないので、平成22年に地球温暖化に関する条例を作るのであれば、どこかで市民や事業者の努力義務など計画の策定につながるような根拠規定を入れておくべきである。

会長

- ・全く無いわけではなく、53, 54条に市民の生活を含めたことが書かれている。しかし、計画の策定についての条文が無いので、規定したらどうか。

事務局

- ・温暖化関係の計画を策定する場合、地域推進計画のような位置づけとなり、環境基本条例の8条の施策をうけて考えていくということになるだろう。

委員

- ・54条の自然エネルギーの優先的な導入等とは何か。

会長

- ・前段部分は、エネルギー使用の合理化について、後段部分は、通常使っているエネルギーではなく、自然エネルギーを導入することについて規定している。

事務局

- ・自然エネルギーの例示は、第9条の前段に、また、エネルギーの使用の合理化の例示は、その後段に記述している。

委員

- ・54条の自然エネルギーの優先的な導入には、エネルギーの使用の合理化も含まれるのか。

会長

- ・54条の見出しについては、自然エネルギーの優先的な導入だけでは分かりづらいので変更したほうがいい。
- ・事務局は、環境基本条例、環境保全条例、地球温暖化防止関係の条例の3本立てで推進していくことを考えており、環境保全条例では、53条, 54条で対応することになる。
- ・次に、自然環境の保全については、まだ条文に不十分なところがあるので、引き続き審議をしていく。

委員

- ・水辺地という言葉は、括弧書きで定義を補足するのはどうか。明確になれば、文章の中で誤解を受けることはない。
- ・環境保全条例の中の自然関係については、埋立地である浦安の自然特性は人為的な要素が多いため、規定ぶりがまとまらないのだと思う。
- ・歴史的な経緯を踏まえて浦安の自然をどうしていくか、という具体的な条文をどのように盛り込んでいくかは、研究課題として残すことも一つの方法かと思う。最終的には、異論が無いようにまとめるしかないのかもしれない。

会長

- ・7条の部分で、「水辺地は、池沼、河川、海、湖等の水面を含むそれらの周辺地域をいう。」となっている。「水辺」だけであれば水面をいうことになるが、「地」がつくのでそれらの周辺地域も含まれることになる。
- ・あるいは、水辺地の用語を用いたとしても、水面を含むだけの定義にし、「それらの周辺地域」を条文から削除したらどうか。

委員

- ・水辺地の「地」がつくと、地域という意味合いが強く曖昧な感じとなる。水面、水中が規定の対象ということなら、水域としたほうがいい。

委員

- ・水辺地を残すのであれば、水面のところを水域として、条文には、「池沼、河川、海、湖などの水域を含む」とすることが妥当である。
- ・「水辺地」の用語は国の方針からきている用語だが、市としてこの意味を引き継ぐかどうかということだと思う。

事務局

- ・「水辺地」については、内部でもかなりの議論を重ねた。具体的な施策ができるのであれば、関係各課の協力のもと行っていきたいと考えているが、現実的にどこまでできるのかという課題が残る。

委員

- ・「それらの周辺地域」がないことで、水辺地が陸域に対応する言葉として使用していることになるため「それらの周辺地域」を削除しても問題は無い。

委員

- ・どこまで市としての権限が及ぶのか難しいのであれば、陸域、水辺の用語を省いてしまうのはどうか。

会長

- ・何を対象として自然環境を保護するのか、ということの規定が必要だと思う。権限がどこまで及ぶかにも関わってくるだろうが、表現の仕方として、その対象は明らかにしておいた方が良い。
- ・浦安市として考えたときに、水域とすると、その範囲が広すぎることもあるので、身近な水辺の代表的なものとして三番瀬が上げられ、「水辺」が考えられたが、「水辺」の語句を用いた法令がないため、環境基本法にも使われている「水辺地」を使ったらどうかということになった。

事務局

- ・諮問のときは、「陸域、水辺、水域」としている。

委員

- ・行政権限はあまり考えなくても良いのではないか。
- ・三番瀬の管理権限はどこになるのか。浦安市、市川市などのいろいろな団体が保全活動をしているが、国の許可を得て三番瀬で活動をしているのか。
- ・自然環境を守るときに、行政区分などは、念頭に入れなくてもいいのではないかと感じる。

委員

- ・今年が本州製紙江戸川工場事件から50周年となるので少し調べてみた。
- ・浦安として陸を管理し、その市域にある川も管理することになっていた歴史の経緯などを踏まえると、陸域、水域としてはどうか。

委員

- ・自然についての考え方は、伝統的な考え方が壊れ、まとまった認識もなく、議論等がかみ合わなくなってきている。
- ・水域を含めた自然の中で人は生きているので、7条の中にこれからの浦安の自然をどうするかを考えていく基本的な視点として、どう含めていくかが重要になってくる。いろいろな課題を残すことになるが、落ち着く言葉を選択して使うことがいいのだろう。

委員

- ・水域を使いにくい理由があるのか。問題がなければ、陸域、水域が一番しっくりくると思う。

会長

- ・問題はない。

委員

- ・条文が動植物の保全に努めるという理念規定であるならば、行政権限については、別途に検討していけばいい。

会長

- ・例えば、三番瀬のような干潟を水域という言葉で表現すると常時水があるようなイメージになる。
- ・潮の満ち引きで陸が出てくる干潟は、水域の中に含まれていると一般的にもいえるのか。それとも、水域としてカッコ書きで河川、海等の水辺を含むという例示の仕方もある。

委員

- ・三番瀬のように、潮の満ち引きがあるところで、日常生活を営めないような場所は、イメージとして水域に含まれると思う。

委員

- ・満潮時において三番瀬は海である。これを浦安市がどのように判断するかということではないか。

事務局

- ・水域というと管理上の問題が残る。陸域、水域のボーダーラインを無視して行うのであれば、定義する意味がないので再度検討させていただく。
- ・河川については河川法等の関係から県の管理となるが、自然界に人工的な線引きがなじまないことは、我々もそう感じている。
- ・市がいかに関わっていけるのかということを考えていたので、もう一度整理させてほしい。

会長

- ・法律等では意味合いがあって用語を作っているのに、問題がないように条例を作っていないといけないだろう。この点の検討については、もう一度事務局で整理し、次回、報告をしていただく方向でお願いしたい。

委員

- ・53条の（1）において、温室効果ガスの排出の抑制以下で、吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化を防止するための施策とあるのに対し、（3）においては、温室効果ガスの排出の抑制で終わっている。言葉の整合性を調整していただきたい。

②「その他」

事務局より環境教育に関する取組み状況、羽田空港の深夜早朝の離着陸について説明した。